

第5章 計画の進捗管理

1. 推進体制

各リスクシナリオのプログラムは、市の担当部局等の横断的な施策（事業）群であり、いずれも一つの担当部局の枠の中で実現できるものではありません。従って、全庁一丸となって推進していくことに加え、国・県、関係団体、民間事業者及び市民等との連携・協力体制のもとに進めていきます。

2. 進捗状況の把握

地域強靱化の取組を着実に推進するため、先に掲げた重要業績指標（KPI）等を活用して計画の達成状況を確認しつつ、PDCAサイクルに基づく進捗管理を実施します。

3. 計画の見直し

本計画は、第五次長野市総合計画に定められた様々な取組と整合を図りながら、市のあらゆる分野別計画の指針として位置づけられることから、関連する計画を見直す際には、本計画との整合性を図るものとします。

従って、本計画は、第五次長野市総合計画の改定に合わせて計画内容の見直しを行うとともに、社会状況の変化や進捗状況の結果を踏まえ、PDCAサイクルを検証することにより、計画期間の途中であっても、必要に応じて見直しを行うものとします。

なお、今後の社会情勢の変化等により、事業の追加や修正が考えられることから、資料編については随時更新するものとします。



■ PDCAサイクル

〔別記1〕 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1. 人命の保護が最大限図られること

1-1. 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

（住宅・宅地の耐震化）

- 市内の住宅の耐震化率は、令和2年4月現在84.4%となっていますが、市が目指す令和7年度95%の達成に向けて、昭和55年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修工事等による耐震化を促進する必要があります。
- 大規模地震で多発している大規模盛土造成地の滑動崩落被害を防止するため、大規模盛土造成地の安全対策の周知や啓発、点検等を行うなど、宅地の安全化や耐震化を促進する必要があります。
- 地震時のブロック塀の倒壊による死傷者の発生や道路の閉塞等の事態を回避するため、ブロック塀等の除却等の安全対策を実施する必要があります。
- 適切に管理されていない空家等は、災害時に倒壊、火災発生等の危険性が高いことから、適正管理や利活用の促進、管理不全の解消等の住環境改善に向けた対策が必要です。
- 公営住宅は、設備の更新や住環境の向上を図るとともに、耐震化・団地の更新等を図る必要があります。

（消防・救急の強化）

- 地震や大規模火災発生時の消防・救急活動に的確に対応するため、防災拠点となる消防庁舎や消防団施設の保守・保全を始め、消防車両・装備・資機材の維持管理及び更新などを図る必要があります。
- 密集住宅地等の地震による火災被害が大きくなると想定される地域では、消防水利の整備が必要です。

（自主防災力の向上）

- 地域防災活動の中核となる消防団の防災力を強化するため、器具置場、積載車、機械器具等の計画的な更新や個人装備品等の導入が必要です。
- 自主防災組織の活動支援を進め、地域実情に応じた防災活動を行うことが出来る体制づくりを促進する必要があります。
- 市民の防災意識の啓発・普及を図るため、市民と共同による継続的な防災訓練の実施や防災教育等の実施が必要です。
- 避難行動要支援者が地域での助け合いにより、災害時に安全に避難が出来るよう、日常的な訓練の実施や支援体制の構築が必要です。

（住宅市街地の防災力の強化）

- 地震や大規模火災発生時に、避難路や延焼遮断機能を有する都市計画道路や都市公園等の整

備を推進するとともに、停電時の道路や公園の照明の確保のため自然エネルギーを活用した街路灯の設置等が必要です。

- 住宅市街地の狭あい道路や密集市街地等を解消し災害に強いまちづくりを進めるため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の促進が必要です

(多数の者が居住・利用する建築物の防火・耐震化)

- 耐震不適格の恐れのある多数の者が居住するマンションや老人ホーム等の福祉施設、多数の者が利用する会館等の建築物等は、耐震診断や改修を促進する必要があります。

(震災・火災への対応力の強化)

- 地域住民の地域防災への関心を高めるため、平常時から地域住民との協働により、地域の目指すべき将来像や復旧・復興の基本方針等をまとめた「事前復興計画」の策定が必要です。

1-2. 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物等の耐震化、長寿命化)

- 市有建築物は、令和2年4月年現在の耐震化率が95.8%となっていますが、100%を目指して、更なる耐震化を推進するとともに、長寿命化計画に沿って適切に維持・管理・改修を進めていく必要があります。

- 観光施設や文化ホール、博物館、会館等の多数の者が利用する施設は、耐震性能・防火性能の強化が必要です。

- スポーツ施設や公民館等の公共建築物は、災害発生時に避難所として利用されることが多いことから、日常的な利用目的に沿った維持・管理を図るとともに、耐震性能・防火性能の強化が必要です。

(消防・救急の強化)

- 大規模地震や大規模火災発生時に、防災拠点となる消防庁舎や消防団施設が被災し、消防・救急活動ができない事態に陥らないように、平常時から消防庁舎や消防団施設の保守・保全が必要です。

- 大規模地震や大規模火災への対応力の強化を図るため、更新時期を経過した車両や装備・資機材及び高機能消防指令情報システム等の更新を図る必要があります。

- 密集市街地等の地震による火災被害が大きくなると想定される地域では、消火栓の更新や耐震性貯水槽等の整備が必要です。

(自主防災力の向上)

- 地域防災活動の中核となる消防団の防災力を強化するため、器具置場、積載車、機械器具等の計画的な更新や個人装備品等の導入が必要です。

- 消防団の機動力向上や活性化を図るため、処遇改善や機構改革等に取り組む必要があります。

- 住民が火災から財産や生命を守る共助の意識を醸成するため、自主防災組織の活動支援が必

要です。

○市民の防災意識の向上・啓発等を図るため、市民と共同による継続的な防災訓練の実施や支援、防災教育等を実施することが必要です。

(都市防災力の向上)

○多数の者が利用する施設の耐震化・防火性の向上、施設の所在する地域や市街地の狭あい道路や密集等の解消を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の促進が必要です。

○地震や大規模火災発生時に避難路や延焼遮断機能を有する都市計画道路や都市公園等の整備を推進することが必要です

○停電時の道路や公園の照明の確保のため、自然エネルギーを活用した街路灯の設置等が必要です。

(震災・火災への対応力の強化)

○地域住民の地域防災への関心を高めるため、平常時から地域住民との協働により、地域の目指すべき将来像や復旧・復興の基本方針等をまとめた「事前復興計画」の策定が必要です。

1-3. 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

(治水対策)

○近年、気候変動による豪雨が増加し、水害が激甚化、頻発化していることから、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の取り組みが必要とされており、雨水調整池の貯留機能の向上や学校・公共施設、民間施設等での雨水貯留施設の設置、ため池や農地を利用した雨水流出の抑制等が必要です。

○集中豪雨による内水氾濫に対応し、排水路や雨水渠の整備とともに、排水機場・雨水ポンプ場等のストックマネジメント及び耐水化の実施や施設の新設、水門開閉の遠隔化・自動化等による浸水被害防止が必要です。

○農業地域では、河川の雨水渠整備と連携し、防災・減災を目的とした農業基盤整備事業や土地改良事業等の実施が必要です。

○市街地部の雨水排水を担う公共下水道整備事業の推進が必要です。

○洪水時等の緊急対応を迅速に行うための河川防災ステーションの整備が必要です。

(消防・救急の強化)

○浸水地域の人々の救助活動、搬送等に必要の水陸両用車両やボート等の導入配備が必要です。

(自主防災力の向上)

○地域防災活動の中核となる消防団の防災力を強化するため、器具置場、積載車、機械器具等の計画的な更新や個人装備品等の導入が必要です。

○消防団の機動力向上や活性化を図るための処遇改善や機構改革等に取組む必要があります。

○自主防災組織の活動支援が必要です。

○市民の防災意識向上のため、市民と共同による継続的な防災訓練の実施や支援、防災教育による防災意識の啓発・普及等が必要です。

(避難所・避難体制の整備)

○老人ホーム等の避難行動要支援者収容施設が被災した場合を想定し、これら施設での垂直避難用エレベーター・スロープ・避難スペース等の避難施設整備や体制の充実を指導・促進する必要があります。

○避難所や避難路が浸水することのないよう、避難先及び経路の安全確認が必要です。

(防災意識の啓発、情報提供)

○市民の地域の水害に対する認識や避難の心得等を啓発するため、平常時からの市民への水害危ハザードマップや必要な避難装備等の準備に関する情報発信を継続しつつ、様々な機会・手段を通じた情報提供が必要です。

○外国籍住民等の防災に関する認識や意識の向上を図るため、インターネットや外国語版生活情報誌等による災害・防災情報の提供、啓発が必要です。

○豪雨時における迅速な避難行動につなげるため、身近な河川・水路の水位やカメラ映像をインターネットによる周知が必要です。

(災害対応力の強化)

○迅速な復旧・復興に備え、浸水被害の状況把握が可能な最新機器の導入や公共財産の管理等を行う体制づくりが必要です。

○地域住民の地域防災への関心を高めるため、平常時から地域住民との協働により、地域の目指すべき将来像や復旧・復興の基本方針等をまとめた「事前復興計画」の策定が必要です。

1-4. 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

(土砂災害対策)

○道路防災上の危険箇所が市内には 169 箇所あり、平成 29 年から防災計画を策定し対策工事を進めているところですが、いまだ多くの危険箇所が残されていることから、今後も継続的に事業の推進が必要です。

○「災害危険区域」(建築基準法)及び「土砂災害特別警戒区域」(土砂災害防止法)内にある危険住宅の移転の促進が必要です。

○平常時から、がけ崩れ等の危険性の高い地域の点検・定期的なパトロールを実施し、現状を把握しておくことが必要です。

○地すべり・土砂災害等から人命及び財産を守るため、小規模な傾斜地保全対策が必要です。

(土砂災害発生危険地等の周知・警戒)

○「土砂災害防止法」「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」等に基づく災害危険区域の指定情報を、インターネット、広報、パンフレット等、様々な手段・機会を通じて市民

に分かりやすく、広く周知し、防災意識の啓発が必要です。

- 大規模地震で多発している大規模盛土造成地の滑動崩落被害を防止するため、大規模盛土造成地の安全対策の周知や啓発、点検等を行うなど、宅地の安全化や耐震化の促進が必要です。

（消防・救急の強化）

- 被災地の人々の救助活動、搬送等に必要な救急車両や機器・機材等の装備の配備・更新が必要です。

（土砂災害等への対応力の強化）

- 土砂災害発生地の状況を把握するため、A I等の活用によりリアルタイムでの状況把握が可能な機器の導入による迅速な復旧・復興に備えた体制づくりが必要です。
- 平常時から地域住民との協働により、地域の目指すべき将来像や復旧・復興の基本方針等をまとめた「事前復興計画」の策定が必要です。

（自主防災力の向上）

- 自主防災組織の活動支援が必要です。
- 土砂災害が発生する恐れのある地域での住民一体となった避難に関する防災訓練や消防団等の訓練等が必要です。

1-5. 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生

（火山防災事前対策）

- 本市内には、火山噴火の可能性のある活火山は存在していないものの、風向きによっては、降灰により交通障害や農作物等への影響が予想され、降雨により土石流が発生する可能性も想定されます。従って、周辺火山噴火時の降灰等により懸念される被害の想定や火山情報の伝達等について、防災計画等において事前対策の検討が必要です。

（降灰対策）

- 降灰により想定される交通障害、農作物被害、土石流の発生、公共施設の機能停止等の災害の予測を行い、事前対策を立てる必要があります。

（消防・救急の強化）

- 火山噴火に対応するため、救助車両や機器・機材等の装備及び移動系無線やJアラート等の通信機器の配備・更新が必要です。

（自主防災力の向上）

- 地域防災活動の中核となる消防団の防災力を強化するため、器具置場、積載車、機械器具等の計画的な更新や個人装備品等の導入が必要です。
- 消防団の機動力向上や活性化を図るため、処遇改善や機構改革等に取り組む必要があります。
- 自主防災組織の活動支援や自主防災組織未結成自治会の自主防災組織結成の促進が必要です。

- 市民と共同による継続的な防災訓練の実施や支援、防災教育による防災意識の啓発・普及等が必要です。
- 降灰の処理などに関し、地域が助け合える共助体制の構築が必要です

1-6. 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

(避難情報の収集・伝達能力の確保)

- 災害発生時、市民が容易に必要な情報を入手できるよう、引き続き、防災行政無線、Lアラート等に発信を行うとともに、これらの通信機器の麻痺等の際に、消防署員等が直接地域住民に避難を呼びかけ、避難誘導するための車両や機器の整備が必要です。

(自主防災力の向上)

- 地域防災活動の中核となる消防団の防災力を強化するため、器具置場、積載車、機械器具等の計画的な更新や個人装備品等の導入が必要です。
- 消防団の機動力向上や活性化を図るための処遇改善や機構改革等に取組む必要があります。
- 地域住民が助け合いながら避難するための自主防災組織の活動支援が必要です。
- 災害発生時に、住民相互による安否確認や非常時の連絡等を行う共助体制をより一層充実させる市民、市職員が一体となった研修・訓練等が必要です。
- 自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、社会福祉協議会や自治会等の協力のもと、「災害福祉簡単マップ」の作成や適切な情報提供体制の構築が必要です。
- 平常時から地域住民との協働により、地域の目指すべき将来像や復旧・復興の基本方針等をまとめた「事前復興計画」の策定が必要です。

2. 負傷者等に対し、迅速に救助・救急活動が行われること

2-1. 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

(緊急輸送路等の整備・強化)

- 地震や水害による道路の崩壊や閉塞、橋梁の破損等により、被災地への食料や飲料水の搬送に支障を来すことのないよう、緊急輸送路等の主要道路をはじめとした様々な道路の整備・強化や橋梁の補強が必要です。

(積雪による集落等の孤立対策)

- 積雪による集落の孤立等を防止するため、道路の除雪等の冬季交通の確保対策が必要です。

(食料・飲料水等の備蓄)

- 防災拠点や体育館等の避難所となる施設においては、災害時の食料、非常用用水や飲料水等の備蓄の推進が必要です。

○市民、事業所等の分担による備蓄・供給体制づくりが必要です。

(水道施設の耐震化等)

○地震により水道施設が破損し、水道水の供給が途絶しないよう、主要な水道管や老朽水道管等の更新、耐震化が必要です。

(自主防災力の向上)

○孤立集落等で火災が発生した場合に備え、消防水利の確保、消防団の装備や機器の整備・更新、消防団員の確保・充実等が必要です。

○自主防災組織の活動支援を進め、地域実情に応じた防災活動を行うことが出来る体制づくりの促進が必要です。

(事前対策等の策定)

○災害により、孤立集落の発生や食料・水の供給が途絶しないよう、防災計画等において事前対策の検討が必要です。

2-2. 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

(自主防災力の向上)

○地域防災活動の中核となる消防団の防災力を強化するため、器具置場、積載車、機械器具等の計画的な更新や個人装備品等の導入が必要です。

○大規模災害時に公的防災機関が被災することにより十分に対応できない場合に備え、自主防災組織の活動支援を進め、地域実情に応じた防災活動を行うことが出来る体制づくりの促進が必要です。

○平常時から、初期消火訓練の実施、避難訓練の実施等により、地域住民の自主防災力の向上を図ることが必要です。

○高齢者や要介護者に対する災害時における避難等の共助体制の構築のために、市民の日常的な防災活動の促進が必要です。

○地域住民の防災に対する意識の啓発を図るため、地域の目指すべき将来像や復旧・復興の基本方針等をまとめた「事前復興計画」を地域住民との協働で策定する等が必要です。

(消防体制の強化)

○大規模地震や火災発生時に、防災拠点となる消防庁舎や消防団施設が被災し、消防・救急活動ができない事態に陥らないように、平常時から消防庁舎や消防団施設の堅牢化等が必要です。

○更新時期を経過した車両や装備及び資機材等の計画的更新が必要です。また、SNSの活用等による消防情報システムの高度化や更新により、消防・救急指令体制の強化が必要です。

(災害対応力の強化)

○災害時に、救助・救急活動等に不足が生ずる事態に対応して、平常時から防災計画等におい

て、対応策の検討が必要です。

2-3. 救助・救急・医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(エネルギー供給体制の強化)

- 災害時に、エネルギーの供給停止により医療機関の活動が停止することのないように、医療機関が迅速かつ円滑に、電力、石油、LPガス等の供給協力が得られるよう、中核市等の広域連携からの受援体制の構築及び、市内バイオマス発電所や石油事業者等との緊急時のエネルギー供給に関する連携協定の締結等の協力体制の構築が必要です。
- 医療機関では、災害時の電力や石油等のエネルギーの供給停止に備え、代替エネルギーとしての再生可能エネルギーの活用、導入等の促進が必要です。
- 石油、LPガス等の輸送路を確保するため、輸送路等の維持・整備が必要です。

(災害対応力の強化)

- 災害による停電に対応するため、医療機関等におけるエネルギーの備蓄や非常用発電機の整備、自立・分散型エネルギーの導入等による非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）の確保が必要です。
- 医療機関のエネルギー供給の途絶は、人命に関わる重大な事態となることから、平常時から防災計画の策定等により、医療機関との連携のもとに、迅速に対応できる体制の構築が必要です。

2-4. 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(一時滞在所の提供)

- 地震により発生が想定される多数の帰宅困難者が一時的に滞在出来る施設の準備が必要です。

(備蓄の整備)

- 想定される帰宅困難者の発生に対し、水や食料及び休息施設や仮眠テント等の備蓄が必要です。

(防災訓練の実施・防災計画の策定等)

- 帰宅困難者に対し、観光施設等における避難誘導の実施や、交通機関の復旧情報や広域の被災状況の情報等を提供できる体制の整備が必要です。
- 本市を訪れる観光客やビジネス客等の実態把握や予測の基に、帰宅困難者の発生を考慮した防災計画等の検討が必要です。

2-5. 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

(災害医療体制の強化)

- 災害発生に対し、市内医療機関の早期復旧のため、現有のBCPの検証や見直しを継続的に実施するように要請することが必要です
- 大規模災害時に救急医療関係者等の不足を補い、災害対応力を強化するため、高度な救急救命処置が実施可能な救急救命士の養成等が必要です。
(災害受援体制等の強化)
- 災害時、市内の医療体制の不足を補うため、市内、市外からの医療関係機関、ボランティア等を受け入れる災害時受援計画の策定とそれに基づく受援体制の構築、平常時からの連携・協力体制づくり等が必要です。
(災害対応力の強化)
- 災害発生時、被災患者の医療機関への迅速な搬送等に対応できるよう、消防・救急体制の強化と医療機関との連携体制の強化を図るための総合訓練の実施や災害時医療救護活動マニュアル、防災計画等の策定が必要です。
- 多数の人が利用する公共施設では、大規模災害時、施設内の軽傷な被災者に対する一時的治療を実施しできる体制の充実が必要です。
(緊急輸送路等の整備・拡充)
- 患者の広域輸送や医療品の緊急輸送路の確保等のため、緊急輸送路となる幹線道路等の整備が必要です。
- 地震により、医療機関に通じる水道管渠等が損壊することのないように、管路の耐震化が必要です。

2-6. 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- (災害廃棄物・し尿等の処理)**
- 大量に発生する災害廃棄物を生活環境の保全上適正に処理するため、災害廃棄物仮置場の候補地選定及び仮置場の防疫対策の検討が必要です。
- 仮設トイレの備蓄や消毒薬等の備蓄及びし尿処理事業者等との連携が必要です。
(避難所の衛生管理等)
- 避難所での衛生環境を保つために、衛生用品等の計画的な備蓄・整備が必要です。
- 避難所での手洗いや飛沫感染・接触感染の防止対策、高齢者や乳幼児などの健康維持などに関する感染症予防対策の策定が必要です。
(疫病・感染症等の予防)
- 被災地、避難所での新型コロナウイルス等の感染症の拡大を防止するため、防災計画などにおいて、平常時から被災地、避難所での対応方策の検討、準備が必要です。
- 鳥インフルエンザをはじめとする家畜伝染病の発生の予防に平時から取り組み、発生時には県及び関係機関と連携して迅速に対応し、まん延防止を図ることが必要です。

3. 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

3-1. 信号機の停止による交通事故の多発

（被災地での交通安全の維持）

- 大規模災害時の停電による信号機の停止による交通事故の発生を防ぐため、非常時の信号機電源の設置を長野県警察に要望していくとともに、地元警察等との連携のもと、平常時から、信号機機能が停止した場合の通行方法を取り入れた交通安全教育の実施や地域住民・ボランティア等の交通誘導員の養成等が必要です。

3-2. 市役所をはじめとする行政機関の大幅な機能低下

（災害対応能力の強化）

- 本庁舎等は、災害発生時には防災拠点として活用されることから通信機能等の強化を図るとともに、福祉施設、公共施設等は、不特定多数の人が利用することから、それら本来の機能の維持管理を実施しつつ、災害時の安全確保や老朽化対策、耐震化、不燃化等を図ることが必要です。
- 災害発生に対し、行政機能の保全・復活を図るために、災害に対応した防災計画やBCPの策定・見直し、平常時からこれらに基づく訓練の実施等が必要です。

（災害情報・通信機能の多重化・強化）

- 市役所等では、災害に備えAIの活用、光回線の導入等によりリアルタイムでの被害の状況把握が可能な情報・通信体制づくりや全庁ネットワークシステム等の導入により、庁内の災害情報の多重化・共有化等が必要です。
- 災害発生に備え、消防機器の強化・更新に加え、高機能消防指令情報システム及び無線設備の更新等による通信能力の高度化が必要です。
- 行政の機能低下に際し、地域住民が助け合う体制づくりが必要です。
- 外国人には、母国語で災害情報を伝達できる体制づくりが必要です。

（広域連携体制）

- 大規模震災の発生により市単独では対応しきれない事態に備え、県や広域都市圏、他市町村等との連携により、物資の備蓄、広域避難所の確保、災害情報システムの広域化、防災士の育成等に取り組む広域連携体制の強化が必要です。

（庁舎等の代替エネルギーの確保）

- 停電時に備え、代替エネルギーの確保が必要です。

（復旧・復興への対応）

- 庁舎等が被災した場合に迅速な復旧を図るため、仮置場の選定や災害廃棄物集積場用の消毒薬・下敷用鉄板等の備蓄等を定めた仮置場開設運用マニュアルの策定が必要です。

3-3. 停電・通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

(災害情報・通信機能の多重化・強化)

- AIの活用、光回線の導入等によりリアルタイムでの被害の状況把握が可能な体制づくりや、災害時の通話の輻輳に強いデジタル無線による災害情報の多重化・共有化が必要です。また、これら設備の非常用電源の確保が必要です。

(避難行動要支援者等への情報伝達)

- 災害発生時、高齢者、聴覚・言語機能障害者等の避難行動要支援者への緊急連絡を行うためには、平常時から情報伝達や支援をスムーズに行うための支援台帳の作成や地域住民による情報伝達のための防災訓練の実施等が必要です。

(非常用電源・エネルギー等の確保)

- 停電時の情報通信の麻痺や長期停止を防ぐため、情報通信施設・機器の非常用発電機や代替エネルギーの確保が必要です。

(災害対応力の強化)

- 雪害や地震被害等により通信施設が破損する事態を避けるため、施設・設備の強靱化が必要です。
- 災害による情報通信機能の麻痺に迅速に対応するため、「防災計画」や「事前復興計画」等による対応方策の検討が必要です。

3-4. テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報・通信機能の多重化・強化)

- 災害時に活用可能な防災行政無線、Lアラート等の発信に加え、すべての市民に情報を提供できるプッシュ型情報発信が可能な通信技術等の新たな通信技術の導入の検討が必要です。
- メールやSNS等により防災・災害情報を発信するとともに、これらの通信手段の利用に不慣れな高齢者世帯等に、インターネットや携帯電話による災害情報入手の方法について啓蒙・普及することが必要です。
- 災害発生時、地域住民による情報伝達や支援をスムーズに行うため、平常時から防災訓練の実施などにより、自治会等の地域連絡網の強化を図ることが必要です。

(観光客・外国人等への情報伝達)

- 本市には、多数の観光客が訪れますが、これらの観光客が災害発生時に適正な対応行動をとれるように、正確な災害情報の提供が必要です。
- 外国人観光客に対しては、それぞれの母国語による災害情報の提供が必要です。

(災害対応力の強化)

- 災害による情報通信機能の麻痺に迅速に対応するため、「防災計画」や「事前復興計画」等による対応策の検討が必要です。

3-5. 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収取・伝達ができず、避難行動や救助・救援活動が遅れる事態

(災害情報・通信機能の多重化・強化)

- 災害時に活用可能な防災行政無線、Ｌアラート等の発信に加え、すべての市民に情報を提供できるプッシュ型情報発信が可能な通信技術等の新たな通信技術の導入の検討が必要です。
- ＡＩの活用によりリアルタイムでの被害の状況把握が可能な体制づくりや全庁ネットワークシステム等の導入による庁内での災害情報の多重化・共有化等が必要です。
- 災害発生時、地域住民による情報伝達や支援をスムーズに行うため、平常時から防災訓練の実施などにより、自治会等の地域連絡網の強化を図ることが必要です。

(避難行動要支援者、観光客・外国人等への支援体制)

- 平常時から避難行動要支援者の情報を整理し、災害時には迅速に安否確認や避難支援ができる体制づくりが必要です。
- 本市には、多数の観光客が訪れますが、これらの観光客が災害発生時に適正な対応行動をとれるように、正確な災害情報の提供が必要です。
- 外国人観光客に対しては、それぞれの母国語による災害情報の提供が必要です。

4. 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

4-1. 電力供給ネットワーク（変電所、送配電設備）や石油・都市ガス・ＬＰガスサプライチェーンの機能の停止

(災害時のエネルギー確保)

- 災害時に、石油、ＬＰガス、電力等の燃料を迅速かつ円滑に入手するため、石油・ガス事業者との連携協定の締結や、市内のバイオマス発電所・自動車会社からの緊急時の給電応援等に関する災害・環境連携協定の締結を促進するとともに、平常時からのこれら民間事業者等との連絡体制の強化が必要です。
- 緊急時の代替エネルギーとして再生エネルギー等の活用・導入についての検討が必要です
- 避難所等では、非常用発電機や太陽光発電機等の備えが必要です。
- ガソリンスタンドでは、災害による停電時にも継続して地域住民等に給油できる自家発電設備等の設備を備えた給油体制づくりが必要です。

(エネルギー輸送路の確保等)

- 緊急輸送路の遮断等のために広域からのエネルギー調達が出来なくなる事態を避けるため、倒壊し障害となる恐れのある沿道建築物や交通安全施設の耐震化促進や都市計画道路及び幹線道路等の整備が必要です。
- 災害によるエネルギーサプライチェーンの機能停止に対応するため、「事前復興計画」等での

対応策の検討が必要です。

4-2. 上水道等の長期間にわたる供給停止

（上水道施設の耐震化・老朽化対策）

- 市の上水道管路の耐震化率は約14%（H30年）であることから、大規模自然災害の場面にあっても水の供給が可能となるよう、上水道管路の耐震化を進めるとともに、老朽化した送配水管や浄水場、配水施設等の更新が必要です。
- 病院、避難所等への給水の基幹となる水道管の耐震化が必要です。

（非常用電源の確保）

- 災害による停電に対応するため、浄水場やポンプ場等の上水道施設の非常用電源の確保が必要です。

（飲料水・用水の確保）

- 災害発生時の飲料水・用水施設の破損に備え、防災拠点や避難所等においては、災害時の非常用用水や飲料水の備蓄や確保及び水槽の耐震化が必要です。
- 市外からの給水や孤立集落等への給水の確保のため、平常時から道路の維持・管理及び整備が必要です。

（水道の復旧・復興）

- 大規模地震発生時には、市内各所で水道管の損傷等が発生し、市のみでは対応しきれない事態が発生することが想定されることから、水道の復旧・復興に関し、平常時から、他自治体や水道事業者との応援協定の締結、復旧資材の備蓄・調達、台帳や図面整理等のバックアップ体制の構築や連携体制づくりが必要です。

4-3. 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設の耐震化・老朽化対策化）

- 地震による公共下水道や農業集落排水施設等の損壊を防止するため、平常時から耐震化・老朽化対策に対応した改修・更新が必要です。

（一般廃棄物処理施設の防災機能の向上）

- 平常時の一般廃棄物の処理施設の維持・向上に努めるとともに、施設が水害によって稼働不能とならないよう浸水対策が必要です。

（非常用電源の確保等）

- 停電時に避難所となる公共施設等の非常用電源の確保や、仮設トイレや消毒薬等の備蓄が必要です。

（下水道の復旧・復興）

- 本市では、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の下水道が整備されています

が、下水道の復旧・復興に関し、平常時から防災計画等に基づき、他自治体や下水道事業者との応援協定の締結、復旧資材の備蓄・調達、台帳や図面整理等のバックアップ体制の構築等の具体的対応方策や連携体制づくりが必要です。

4-4. 地域交通ネットワークが分断する事態

(緊急輸送路、避難路等の機能確保)

- 地震などによる緊急輸送路や避難路のミッシングの解消を図るため、幹線道路の新設・改良が必要です。
- 緊急輸送路や避難路となる道路の閉塞を防止するため、沿道の倒壊の恐れのある建築物や施設等の耐震化が必要です。

(道路・橋梁等の耐震化)

- 地震による道路や橋梁の損壊を防止するため、耐震化や橋梁の架け替え等が必要です。

(道路整備に合わせた防災まちづくり)

- 道路の狭い市街地や木造密集住宅地等における地震による道路の閉塞や延焼を防止するため、道路の拡幅・整備に合わせた沿道市街地の計画的な整備、それに合わせた防災倉庫や防火水槽設置、太陽光発電・蓄電器等の整備、無電柱化等の災害に強いまちづくりへの取組が必要です。

(農林道及び生活道路の整備)

- 地域交通ネットワークが分断された際、緊急輸送路等を補完・迂回する機能が見込まれる基幹的な農道や林道及び生活道路等の維持・管理、整備を進める必要があります。

(災害対応力の強化)

- 災害による地域交通ネットワークの分断を回避するため、防災計画等により事前対応方策を検討することが必要です。
- 災害により生活道路や農道等の閉塞を防止するため、域住民の見回り・通報等の体制づくりと道路管理者の協働を推進します。

4-5. 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(農業用水施設の更新・整備)

- 農業生産施設は、異常渇水時の農業用水の不足等、限られた水資源の有効活用の観点から、かんがい排水路、農業用水路、ため池等の農業用水資源関連施設の更新・整備が必要です。

(節水・再利用対策の推進)

- 平常時から生活用水や産業用水の節水対策に取り組むとともに、下水道水や工業用水の再利用等、水資源の有効活用への取組が必要です。
- 異常渇水による用水供給の途絶に関し、「防災計画」や「事前復興計画」等により、用水供給

の対応の検討が必要です。

(消防用水の確保)

○ 濁水時にも消火活動に支障が起きないように、防火水槽等による消防水利の確保が必要です。

5. 流通・経済活動を停滞させないこと

5-1. サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力の低下による経済活動の麻痺

(民間企業における自主防災力の強化促進)

○ 災害時にサプライチェーンの寸断が発生する事態に対し、民間企業が一定の事業活動を継続的に実施できるよう、個別企業のBCP(事業継続計画)策定の啓発や支援が必要です。

○ 災害時のサプライチェーン寸断に対応して、「防災計画」や「事前復興計画」等において、国・県・広域との連携支援策等の検討が必要です。

(エネルギー等の自給・供給力の強化促進)

○ 電力が供給停止する事態に対し、民間企業の自然エネルギーや再生エネルギー等の自給体制の構築やエネルギー供給事業者との協定締結等の体制づくりが必要です。

(幹線道路等の整備)

○ 災害発生後に生産材やエネルギー等を搬送する緊急輸送路となる都市計画道路や幹線農道等の幹線道路の整備が必要です。

5-2. 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止

(代替性確保のための幹線道路ネットワークの強化)

○ 災害時、高速道路や鉄道等が市内で分断することを想定し、代替道路機能確保のため、市内幹線道路及び橋梁の整備及び耐震化や架替を実施することが必要です。

(災害対応力の強化)

○ 国土幹線交通を支える高速道路や鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止に対し、防災計画等により、物資輸送停止や交通麻痺等の様々な事態を想定した対応策の検討が必要です。

○ 大規模災害による基幹的交通ネットワークの機能停止を想定した広域的・総合的な防災訓練等が必要です。

5-3. 食料・飲料水等の安定供給の停滞

(備蓄の推進)

○ 食料・飲料水等の途絶する事態に対応して、市民及び事業者に水、食料等の家庭内備蓄及び企業内備蓄を促進するとともに、市は、様々な災害備蓄体制を確保しつつ、災害のあらゆる分野における供給協定の締結等により、円滑に物資を供給できる体制を構築することが必要

です。

(ライフラインの強化)

- 食料・飲料水等の途絶する事態に対応して、食料・水等の救援物資の輸送を担う緊急輸送路の整備・維持・管理を引き続き実施するとともに、道路、橋梁の耐震化や架替等が必要です。
- 市場やトラックターミナル等の物資の集配拠点の耐震化が必要です。
- 地震による水道施設の損壊する事態を回避するため、老朽水道管等を計画的に更新するとともに、耐震管への入れ替え等が必要です。

(農業生産環境の整備)

- 安定的な食糧の供給を継続するため、農産物の生産性向上や経営の安定を図るとともに、農業地域での計画的な土地利用と優良農地の保全、農業者や農産物生産団体への支援が必要です。

6. 二次的な被害を発生させないこと

6-1. 土石流、地すべりなどの土砂災害による二次災害の発生

(土石流・地すべり等の二次災害の防止)

- 地震などの大規模災害発生後には、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害の発生の危険性が増大します。現在、「土砂災害特別警戒区域」(土砂災害防止法)内では、災害対策工事を進めているところですが、いまだ多くの危険箇所が残されており、今後も継続的に事業を推進が必要です。
- 平常時から、がけ崩れ等の危険性の高い地域の点検・定期的なパトロールを実施し、現状把握に努めるとともに、必要に応じて事業実施が必要です。

(土砂災害発生危険地等の周知・警戒)

- 土砂災害警戒区域等を示すハザードマップや大規模盛土造成地マップを活用し、それらの該当地域は地震や豪雨の発生後、崖崩れ等の二次災害の発生が予想される危険区域であることを住民に分かりやすく周知し、予兆を感じた場合の早期警戒避難の必要性の啓蒙や早期警戒避難の訓練の実施が必要です。
- 火山の噴火に際しては、降灰が堆積した急傾斜地等では、大雨により土砂崩壊の発生する危険性があることから、国・県との協力のもと、必要な警戒避難体制の構築が必要です。

(土砂災害への対応力の強化)

- 地震によるため池やダム等への土砂崩壊による堰堤の崩壊や貯留水の越流などによる水害を防止するため、堰堤の強化や堆砂の除却等の対策が必要です。

6-2. 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(消防・救急の強化)

- 大規模地震や大規模火災発生時に、防災拠点となる消防庁舎や消防団施設が被災し、消防・救急活動ができない事態に陥らないように、平常時から消防庁舎や消防団施設の保守・保全が必要です
 - 更新時期を経過した車両や装備及び資機材等を計画的に更新し、常備消防力の強化が必要です。
 - 高機能消防指令情報システムの機能を活かした通信指令体制の強化を推進し、大規模地震や大規模火災発生時における対応力の強化が必要です。
 - 密集市街地等の地震による火災被害が大きくなると想定される地域では、消火栓や耐震性貯水槽等のほか、小河川や用水の有効活用が必要です。
- (市街地の防災力の強化)**
- 地震による大規模火災発生時に備え、避難路や避難地機能を有する都市計画道路や避難地としての都市公園等の都市基盤整備による市街地防災力の強化が必要です。
 - 市街地の狭あい道路、密集等において、地震による道路閉塞や火災の延焼を防止するため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的・点的市街地整備事業等による災害に強いまちづくりを進める必要があります。
 - 地震により倒壊した住宅の漏電による火災防止のため、住宅の耐震ブレーカーの設置の取組が必要です。
- (自主防災力等の向上)**
- 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や地域住民の自主防災組織の充実強化や防災訓練・教育の推進などの自助、共助を促す取組が必要です。
 - 大規模震災や火災からの早期復旧・復興に備えた防災計画等の策定が必要です。
 - 余震による建築物の倒壊に伴う被害を防止するため、被災した建築物や宅地の応急危険度判定を速やかに実施することが必要であり、そのための体制を強化することが必要です。

6-3. 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊に伴う陥没による交通麻痺

(緊急輸送路等の沿道建築物等の耐震化の促進)

- 緊急輸送路等の沿道の建築物等の倒壊による道路閉塞が発生する事態を防止するため、耐震不適格住宅及び建築物の所有者に対し、耐震診断の実施や耐震化を促す必要があります。
- 地震時のブロック塀の倒壊による死傷者の発生や道路の閉塞等の事態を回避するため、所有者に対しブロック塀等の除却等の安全対策の実施を促す必要があります。

6-4. ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池等の維持・管理)

- 地震や大雨による土砂災害によりため池の堰堤やダムが崩壊し、下流地域が被災する事態を

防止するため、土砂崩壊防止策を講じるとともに、ため池の管理者に、管理体制の強化や見回り・点検の必要性を啓蒙・周知し、必要に応じて堰堤の改修やため池の堆積土砂の除去等を実施することが必要です。

- 完成後、相当の年月が経過し、老朽化しつつあるダム施設等について、管理者と連携し、適正な診断やそれに基づく更新等を促す必要があります。

6-5. 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質取り扱い事業者等への対応)

- 有害物質の拡散・流出を防止するため、取り扱い事業者に対し、立入検査等による取扱状況、処分や事故防止策の監視・指導等を行うことが必要です。
- 有害物質の飛散防止マニュアルを作成し、事業者への周知・啓蒙が必要です。

(災害対応力の強化)

- 災害発生時に迅速に対応するため、GISを活用したアスベスト使用建築物や有害物質使用事業所の位置情報の管理等が必要です。
- 地震等による有害物質が飛散した事業所周辺の被災住民や復旧作業従事者等に配布する粉じんマスクの備蓄が必要です。
- 有害物質の拡散・流出に際し、防災計画等において、その対応方策を検討し、有事に備える必要があります。

6-6. 農地・森林等の荒廃

(農地等の適切な整備・保全等)

- 農地等の荒廃防止のため、土地利用・土地改良、農業施設・基盤の整備、農業就業者への支援、農作物支援等の農業生産活動への継続的な支援が必要です。
- 中山間地域の農業環境の悪化を防止するため、荒廃水田の復元や維持・管理による農地の保全が必要です。

(森林の適切な整備・保全等)

- 中山間地域では、人口の減少や高齢化の進行、有害鳥獣の増加などにより、森林の保全・管理を適切に行う事が困難になりつつあります。森林の有する土砂崩壊防備、水源のかん養等の機能等を維持・保全するため、森林の保護・育成、活用、害虫・害獣駆除等の適正な森林環境の保全・育成支援が必要です。
- 市民等が森林に触れ合うことを通して、森林の有する防災機能の重要性等を学ぶ場としての活用が必要です。

(農山間地域の防災力の向上)

- 災害により農山間地域が荒廃することを防止するため、「防災計画」や「事前復興計画」等で

対応策を検討することが必要です。

6-7. 観光や地域農産物に対する風評被害

（正確な情報発信）

- 災害発生時における消費者等の誤認識や過剰反応等の風評被害を防ぐため、正確な情報収集と様々な手段と機会を通じた情報発信が必要です。
- 風評被害を防止するため平常時から本市観光の魅力と安全性について、国内外に正しい情報を発信するとともに、プロモーション支援等の適切な対応を実施し、消費者や来訪者への信頼の醸成が必要です。

（災害の早期復旧による信頼の回復）

- 災害からの早期復旧・復興により、消費者や観光客の信頼の回復が必要です。

6-8. 避難所等における環境の悪化

（避難所の生活環境の維持・向上）

- 避難所に指定されているスポーツ施設、体育館、公民館、会館等の公共施設は、避難所として活用されることから、日常的な利用目的に沿った維持・管理を図るとともに、水・食料をはじめ、暖房、衛生用品、仮設トイレ、間仕切り等の避難生活環境を維持・向上させる物資の適正な備蓄が必要です。
- 避難所での被災者やボランティア等による自主管理がスムーズかつ適正に運営されるために、平常時から防災訓練や自主防災活動により、防災リーダー等の人材確保や育成等が必要です。

（避難行動要支援者、外国人避難者等への対応）

- 障害者や避難行動要支援者の方が災害時に適正な避難生活を送ることができる避難所の確保が必要です。
- 外国人の方が避難生活を送るために、母国語による対応体制の構築が必要です。

7. 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることに

7-1. 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（復興を支える人材の確保）

- 災害時の復旧・復興に関する人材不足に備え、平時から地域の人材に関する情報収集やリストの作成、県外からの救援部隊の受入れ協力を得るための連携体制づくり等の人員確保に係るシステム構築が必要です。
- 災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するため、平常時からボランティアの育成や

市民向け防災教育訓練、防災啓蒙活動等の促進が必要です。

○地震により被災した建築物や宅地の応急危険度判定を行うことのできる被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成が必要です。

○平常時から、災害の復旧・復興に関わる人材との防災訓練等を通して、連携の強化が必要です。

（復興ビジョンの策定）

○大規模災害に直面した場合、早急に復旧・復興ビジョンを策定するために、平常時から国、県、専門家等と市民との共同による地域まちづくり協議会等の共同体制づくりが必要です。

○防災計画や復興計画において、復興への道筋や復興を支える人材確保等についての検討が必要です。

7-2. 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処体制の構築）

○災害廃棄物の処理を迅速にできる体制の構築が必要です。

○災害廃棄物処理計画を適宜見直し、災害廃棄物の発生量の推計や災害廃棄物を保管するための仮置場候補地の選定等の適正な対応体制の検討が必要です。

（災害廃棄物処理の広域支援体制等の構築）

○大量に発生した災害廃棄物の運搬・分別・処分を、本市だけで円滑に対処できない場合を想定し、平常時から環境省大規模災害時中部ブロック協議会や県内自治体と情報交換等を行い、発災時の計画、協定の活用方法、対応方法の確認が必要です。

（一般廃棄物処理施設の防災機能の向上）

○平常時の一般廃棄物の処理施設の維持・向上に努めるとともに、施設が水害によって稼働不能とならないよう浸水対策が必要です。

7-3. 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

（道路の啓開等）

○大規模自然災害により道路にがれき等が散乱すると、緊急車両や生活物資運搬車両等の通行に支障をきたす恐れがあります。そのため、応急復旧を実施する前に、早急に最低限のがれき処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開け、生活の安定と被災地の復興を支援する必要があります。

○道路上のがれきや雪の処理を行うためのレッカー車や除雪車等を早急に派遣できるよう、平常時から市内建設事業者等と応援協定締結等が必要です。

○道路上のがれきを住民自ら除却し、早期復旧・復興につなげるために、平常時から防災訓練等を実施し、自助・共助の体制づくりが必要です。

- 地震による橋梁や道路の破損・喪失等を防止するため、平常時から耐震性の強化や老朽化対策、路肩の強化等の維持・管理が必要です。
- 地籍調査による筆界の明確化を推進し、早期に応急復旧・復興を実施するためには筆界不明及び、所有者不明を解消しておく必要があります。
- あらかじめ市内各所に災害廃棄物の堆積候補地の選定を行い、がれきの迅速な処理を実施できる体制づくりが必要です。

7-4. 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の処理)

- 倒壊した住宅を除却し、早急な住宅再建が可能な状況を整えるため、平常時から民間団体との協定の締結や仮置場候補地の選定等の準備が必要です。

(災害公営住宅の建設、応急仮設住宅等の確保)

- 災害により住宅を喪失した方に提供する公営住宅の建設が必要です。
- 緊急時の空家住宅借上げによる応急仮設住宅としての活用を図るため、平常時から賃貸住宅所有者の名簿作成等を進める必要があります。
- 地籍調査による筆界の明確化を推進し、早期に応急復旧・復興を実施するためには筆界不明及び、所有者不明を解消しておく必要があります。

(住宅再建の人材確保)

- 地震により被災した建築物や宅地の応急危険度判定を行うことのできる被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、住宅被災認定調査マニュアルの策定及び研修の実施等が必要です。
- 大規模地震や火災の発生後、住宅建設に携わる人材不足に備え、平時から地域の人材に関する情報収集やリストの作成、県外からの救援部隊の受入れ協力を得るための連携体制づくり等の人員確保に係るシステム構築が必要です。

(建設資材等の供給)

- 地震や火災の被害により、多数の住宅等が破損・焼失した場合、再建に使用する資材が不足する可能性があることから、木材関係団体等と連携した建設資材の緊急時供給体制の構築が必要です。

(災害対応力の強化)

- 住宅再建への道筋や復興を支える人材確保等について、防災計画や復興計画において検討しておく必要があります。

7-5. 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(コミュニティ活動推進支援)

- 災害発生時に地域住民が共助する体制を構築するため、平常時から自治会等の地域コミュニティの活性化が必要です。
 - 地域住民に災害発生時の避難や復旧・復興に関する啓発を行い、防災意識の醸成を図るため、地区住民が参加する地区防災計画の策定等の機会が重要です。
- (自主防災力の向上)**
- 大規模災害時、公的防災機関が十分に対応できない場合、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄等の防災啓発、自助・共助を促す取組の促進が必要です。
 - 被災地において、避難や復旧・復興に係るボランティア活動や物資の調達・運搬等の各種支援活動が円滑に進められるためには、活動の中心となる人材が必要であり、そのための自主防災アドバイザーや自主防災リーダーの育成が必要です。
 - 地籍調査による筆界の明確化を推進し、早期に応急復旧・復興を実施するためには筆界不明及び、所有者不明を解消しておく必要があります。

7-6. 文化遺産や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

- (災害からの文化遺産の保全)**
- 市内の博物館等に収蔵されている文化遺産を守るため、施設の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、展示方法・収蔵方法、建物等の点検等の実施が必要です。
 - 松代城、古墳、伝統的建造物群・街並み等の文化遺産を火災等の災害から守るために、消防水利や消火栓等の整備・充実が必要です。
 - 有形・無形の文化遺産の保存のために、映像等に記録し、アーカイブ等による保護対策を推進する必要があります。
- (コミュニティの醸成による文化財等の保全意識の醸成)**
- コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物等の有形文化遺産の維持・保全にも影響するため、コミュニティ活動を維持・活性化する取組が必要です。
 - 市民が自分達の文化や環境的資源を災害から守る意識を醸成するため、市民の文化活動を支援し、平時から市民相互の連携・連帯意識を高める必要があります。
- (多様な交流による地域文化保全意識の醸成)**
- 外国人との交流、スポーツ交流、イベントの開催等を通じて、それぞれの参加者が関わる文化や環境的資源を災害から守る意識を醸成するため、相互の連携・連帯意識を高め、多様なコミュニティの形成を図る必要があります。
- (自主防災意識の向上による地域文化の保全)**

- 伝統的建造物群・街並み等の文化遺産を有する地区で、地区住民が、自分達のまちを自分達で守る活動や意識を醸成するため、地区が目指すべき将来像や復旧・復興の基本方針を平時のうちにまとめる事前復興計画の策定等に取り組む必要があります。
- 在留外国人の防災意識の向上を図るため、外国籍住民のコミュニティに対し、様々な交流機会を通じて、外国語での防災情報等を積極的に配信するとともに、防災訓練への参加等を促すことが必要です。



長野市

長野市国土強靱化地域計画

発行年月：令和3(2021)年7月 編集・発行：長野市総務部危機管理防災課
〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 TEL：026-224-5006 (直通)